

令和2年度 奈良県社会福祉審議会 議事録

開催日時：令和2年8月6日（木）10時00分～

開催場所：奈良県庁 本庁舎5階 第一会議室(大)

出席委員（敬称略 五十音順）

荒井恵子、大久保浩、岡田悟、川手健次、栗木裕幸、才村眞理、竹原金子、
辻村泰範、出口明子、藤山久仁子、森川敬介、山村幸穂

欠席委員（敬称略 五十音順）

東口芳子、松舟憲光、山本進章

< 開会 >

○辻村委員長

県の社会福祉審議会は、社会福祉法に基づいて、各県に設置される地方審議会である。

この頃は、挨拶といえば、必ずコロナの話になるが、忘れてはならないことは、コロナもさることながら、本来の事業や障害を持った人達に対する施策がどうあるべきか、また、どういう状況になっているのかということ、さらに、コロナも含めて、新しい課題がどのように生まれ、またそれにどう対応していくのかということも大変重要な課題である。この審議会は年1回～2回ぐらいしか開催できないが、数少ない機会のため、十分なお審議をお願いしたい。

< 専門分科会等の委員指名 >

○辻村委員長

議題の(1)、専門分科会等の委員の指名について、資料2、P.6の下の図をご覧ください。本審議会の下に、3つの分科会、さらにその下に4つの部会があるが、各委員が属される分科会等については、社会福祉法施行令等に基づき、委員長である私が指名することになっている。7月6日付で委員に就任された山村委員及び山本委員におかれては、P.2のとおり、山村委員が「心身障害者福祉専門分科会」の委員として、山本委員が「民生委員審査専門分科会」の委員として、指名させていただく。また、4月1日付で、臨時委員に就任された川田委員におかれては、P.3の通り、「児童福祉専門分科会」及び「保育所審査部会」の委員として指名させていただく。

< 各部会報告 >

○辻村委員長

では続いて、各部会報告に移るが、これから報告いただくのは、各部会において、既に決議がなされたものである。「奈良県社会福祉審議会運営規程」により、各部会の決議はこれをもって

本審議会の決議とするということになっているので、本日この場で皆様に、その内容を報告していただくものである。令和元年度の各部会の開催状況について、審議会事務局である地域福祉課からご報告をお願いしたい。

○**松山地域福祉課長**

「各部会報告」の説明

○**辻村委員長**

被措置児童等の虐待審査部会で諮問件数が3件あって、うち1件が虐待該当ということであるが、どんな虐待かご紹介いただきたい。

○**矢富子ども家庭課長**

施設や個人が特定されてはいけけないので控えるが、施設内の虐待と認められたものが1件あったということ。

< その他報告 >

○**辻村委員長**

他にご意見がなければ、次の議題(3)その他報告に移らせていただく。

ここでは、県の主要施策や令和元年度に策定された計画について、ご報告していただく。出所者の就労の場として新しく財団法人が設立された。計画の策定等について、地域福祉課から説明をお願いしたい。

○**松山地域福祉課長**

「①出所者の就労の場(一般財団法人)の設立について」、「②計画の策定等について」の説明

○**辻村委員長**

今ご説明があった計画については、それぞれ、委員の先生方も十分承知しておられると思うが、「スプリデントファミリーア」について、愛称とは言いながらなかなか馴染みにくいような名前であるが、荒井知事も随分力を入れて、この出所者の更生問題について積極的に取り組むべきだと常々話されている。財団ができて効果が上がればと思う。

続いて、子どもの生活に関する実態調査結果の概要について、子ども家庭課から説明をお願いしたい。

○**矢富子ども家庭課長**

「③子どもの生活に関する実態調査結果の概要について」の説明

○才村委員

最後に説明していただいた「子どもの将来の夢や目標の有無」について、夢を持っていないというのがかなり高いパーセンテージだと思う。

これは奈良だけではなく日本国中、アメリカ等と比べても子どもが積極的に夢を持っているというデータは低い。こういう調査をされて、この結果を教育とか施策に反映していくということで考えられていると思うが、どのような計画、方針に反映されるのか。

○矢富子ども家庭課長

今、説明させていただいた子どもの生活に関する実態調査、またアンケート調査と関係者に対するヒアリング調査と3つの調査を実施しているところであり、この3つの調査結果から子どもの将来の夢や目標の有無をはじめ、経済的困難を抱える「親」、「子ども」、「行政」に関する課題を明確にしたいと思っている。その課題解決のために必要な視点を整理し、この視点を踏まえた基本的方向性、主な施策を整理して、計画の中にしっかり打出していきたいと思っている。

○大久保委員

歳が上になるほど夢を持っていないというデータになっている。上になるほど夢を持っていないということについて、何らかの対策を取らないと将来の経済を支えてくれる人材につながってこない。中学2年生で28.1%ということは約1/3が将来の夢を持っていない。夢の持てるような施策をつくっていく必要がある。

○矢富子ども家庭課長

ご意見いただいたように、自己肯定感や意欲を培うために多様な体験の機会を提供する等、心を育成していくような、子どもの気持ちに寄り添うような支援が必要だと思っている。これも計画の中で施策としてしっかり打出していきたい。

○金剛子ども女性局長

子どもが夢や自信を持つためには、今暮らしている家庭の中で、不安なく安心して過ごせているかが非常に大事であるので、子育て家庭への支援をしっかりやっていく。子育てをしている親が不安なく頑張れるように、地域の多様な主体の皆様が、子育て家庭を今以上に応援していただくことが大事だと思う。

一つのテーマであるが、子ども食堂の活動が地域に広がっており、そういった視点で、地域で親が安心して子育てできる中で、子どもが安心して育っていけるようにしっかり対策を考えていきたい。

○大久保委員

局長がおっしゃたように実態の裏には家庭の問題がある。子ども食堂で、子どもだけでなく親の支援をしていく必要があるということ。親の支援がなかったら、子どもは親についてくるので、まずは

原因となる親の支援を充実させるべき。低所得者になればなるほど希望が持てないという状況になっている。そこで、何らかの支援制度等情報を共有できているのか、知られていないののではないか、それをどう伝えていくかということも含めて、検討していただきたい。

○松山地域福祉課長

根底にそのご家庭の経済的な困窮があるということは、事実としてある。もちろん生活保護制度、それから平成27年度から制度の枠組みを変えて、生活困窮者自立支援法という生活保護に至らないが、その家庭に色々な形でその経済的困窮をどう乗り越えていくかということを支援していくという取組がある。それから、この一環として、生活困窮家庭に対する子どもの教育支援ということについても地域福祉課で関わっている。

やはり色々な形でその地域の悩み事を色々な地域の自発的な活動も含めてしっかりと相談を受けとめて繋いでいくということ、地域福祉計画、これは市町村でそれぞれ作っていただくということを含めて、まずは市町村の窓口でそういった相談を受けて、しっかりと支援に繋いでいくために、地域福祉課では、今年度と来年度、地域福祉計画の改定作業をするので、現場の第一線でご活躍いただいて色々な知見をお持ちのみなさまから忌憚のないご意見を賜ればありがたいと思っている。

○辻村委員長

子どもの生活に関する実態調査は初めての調査ということか。

○矢富子ども家庭課長

子どもの生活に関する実態調査は、今回初めて調査したが、ひとり親世帯の実態調査は、5年毎に実施している。

○辻村委員長

子どもの将来の夢や目標を比較するデータがないので、10年前は、子どもたちはみんな夢や希望を持っていたのか、元々子どもはそんなに大人が思っているほど夢や希望をはっきり抱いているのかは調査しないと分からない。

荒井委員、最近の子どもは、このデータのように夢や目標を持っている子どもが少なくなっていると実感されるか。

○荒井委員

この調査の結果を見て、自分の将来の夢や目標を持っていない子どもが多いと改めて思った。自己肯定感がない、自分に自信がないということが、今の子どもたちの現状は見受けられる。そういう意味でも、家庭や学校、地域でも、子どもたちの自信というか、やればできるという自己肯定感をいかに高めていくのかが、ものすごく大事になってきていると思う。それと、先程、委員長もおっ

しゃったように以前にも調査をされているなら、その時のパーセンテージと今とがどの程度変化があるのか少し興味がある。

○辻村委員長

このデータでは夢や目標は、世帯の収入の構造とは対比していないということだったが、高収入の方が自信を持っている子が多い等、自己肯定感と将来の夢・目標と何となく相関しているように感じる。この調査を踏まえて、行政側としてはどういう施策を取っていくのか、このデータから、ということが浮き彫りになってきて、どこに焦点を当てたらいいのか、先程、子どもの背景にある家庭の環境をしっかりとやらないと、結果的に子どもの成長は保障されないということにつながるのではというご指摘をいただいたが、是非取り組んで進めていただければと思う。

次に意見交換に移らせていただく。「新型コロナウイルス感染症と共存した社会福祉のあり方について」ということで、意見交換をさせていただきたい。新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中で、これからは新型コロナウイルス感染症と共存を図りながら、社会経済活動を維持発展しなければならない。そこで、今回の審議会では、コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活が困難になった人への支援が浮かび上がってくるのではないかと。生活困難に陥っている人の実態把握、必要な支援のあり方ということが、今後新しい課題として出てきている。先程の子ども家庭課の報告も参考にさせていただきながら、こうした新型コロナウイルス感染症と共存した福祉サービスのあり方ということ、ご意見いただきたい。

○才村委員

その他報告の「②計画の策定等について」の説明はないのか。

○辻村委員長

先程、地域福祉課長から「計画の策定等について」は、既に委員の先生方もご承知いただいているということで、今回は詳しい説明はなかったが、必要な質問があればぜひお尋ねいただきたい。

○才村委員

資料6「具体的な施策の方向」の「主な取組内容」で、1つ目は「児童家庭支援センター設置に向けた支援」とあるが、新しく設置されるご予定はあるのか。

2つ目は、「里親養育支援児童福祉司の配置」とあるが、里親養育支援児童福祉司の配置というのは、何人ぐらいで、児童福祉司の方は、里親のことに専任して仕事をされるのか、あるいは児童虐待とか、地域を受け持って兼任となっているのか、もし兼任になっているなら、どういう割合で配置されるのか。

3つ目は「特別養子縁組成立を担う民間あっせん機関との連携及び支援の実施」の民間あっせん機関というのは奈良にある民間あっせん機関なのか、どのような連携をされているのか。

資料7の奈良市の児童相談所については、いつ頃できる予定なのか。

児童福祉司 1 人当たりの対応件数が出ているが、児童虐待等ですごく疲弊されていると思うが、人材確保については色々と難航されていると聞いているが、児童福祉司の採用のための人材養成の作戦等あるのかお聞きしたい。

○矢富子ども家庭課長

P.12の資料 6「児童家庭支援センター設置に向けた支援」ということで、児童家庭支援センターは県内に 2 つある。新たな設置に向けた働きかけではなくて既存のセンターの充実を支援していくこととしている。

2 つ目の「里親養育支援児童福祉司の配置」については、中央こども家庭相談センターの中に、里親を支援するという業務に特化した児童福祉司を配置するということである。

3 つ目の「特別養子縁組の民間あっせん機関」については、県内に 1 機関ある。県の養子縁組の支援事業を委託し、相談支援、研修などで連携している。

奈良市の児童相談所の開設時期について、令和 3 年 7 月開設を目途に準備を進めていると聞いている。

児童福祉司の確保については、難しい問題だと認識している。他の自治体との取り合いという状況になっており、確保のためにはまずは奈良県へ来ていただけるように給与等の処遇面も含めて他の自治体との違いが出るよう人事当局と協議を進めている。

○才村委員

里親への支援を広げていかなければならないが、里親専任の児童福祉司を置かれるということは素晴らしいことだと思う。例えば、児童虐待の対応と兼任になっていけば、里親さんの家に行こうと思っても、虐待が発見されたらすぐ行かないといけなから、里親の訪問は取りやめとなってしまう。里親の支援と、虐待対応とはスピードも違って、本人の中でも混乱したりするため、ぜひ里親だけに専任できるよう上司の配慮や本人がジレンマに陥らないような工夫をお願いしたい。

児童相談所はとても多忙なので、その中で里親を推進するため専任を置かれることと、里親支援機関の充実ということが児童家庭支援施策の方でもされていると思うので、ぜひ連携を十分されて、里親専任の配置の推進を進めていただきたい。

児童福祉司もやはり質の確保が大事であるので、各都道府県で取り合いになっていて人材不足の状況があるが、例えば各大学との連携を密にしながら養成段階での児童福祉司の確保ということについて進めていただきたい。

○辻村委員長

里親支援のための里親養育支援児童福祉司について、P.12の資料 6 では現在配置がない、令和 4 年に向けて 2 名配置しようということなので、まだ少し先が長い。なるべく早く実現していただきたい。

< 新型コロナウイルス感染症と共存した社会福祉のあり方について >

○辻村委員長

それでは、意見交換ということで、コロナウイルス感染症に関連して、色々なことが相互に関連していると思うので、新たに発生してきているあるいは発生するであろう課題等についてご意見を伺いたい。

○大久保委員

障害者の入所施設は高齢になっているので重症化しやすい。また、介護するための手袋等がなく介護できなくなる。そういった時にどう対応したらいいのか。県では、応援体制をつくらうというところだが、災害のDWTとコロナの応援とは違う。我々も災害が起こったときは応援に行けるが、コロナとなると感染対策をしなければならない、それから1ヶ月間は帰って来られない。こういう状況になってくると、その家族は、1ヶ月間は帰って来られないということが起こってくるため、その辺りの対策をしていかなければならない。

それから各施設の人材であるが、コロナ前は人材不足が非常に言われていたが今もその通りで、なかなか長期間派遣する要員がない。応援がない施設内は、感染者と濃厚接触者が一緒になると、一体どうすればいいのか。これに対して医療機関が受入可能なのか。1人じゃなく塊だから、それだけの受入体制が取れるのだろうか。重症の方は医療機関であろうが、軽症の特に障害を持っている方をホテルに隔離することはかなり難しい状態なので、そういう時の対応策を今考えておかなければならない。例えば、単独の施設で対応ができなくなっていて、どういう対策を取ったらいいのかというのが非常に不安である。今、施設ではシャットアウトしているが、コロナは目に見えないものだから、どこから飛んでくるかわからない。何か良い手立てや知恵があれば教えてほしい。

○辻村委員長

コロナウイルス感染症と共存した福祉サービスのあり方という関連で、特に施設サービスの場合、クラスター発生したら人員不足に陥るため、県の方も、相互応援システムを検討されている。施設種別の方を集めて意見交換会があったので、関係者はある程度その内容を把握しているが、その他の委員の皆様は分からないので今の久保委員からご質問も含めて概略をご説明いただきたい。

それと、先程申し上げたが、主には施設の対応については施設の種別で検討してもらわないといけないが、コロナに関連して新しい課題が発生してきているのではないかと。県の生活福祉資金貸付の枠を大幅に増やしていただいて、県社協の話では、追いつかないぐらいの申し込みがある。おそらく、そういうことに伴って生活困窮世帯、あるいは予備軍が増えているということ等に関して色々情報やご意見をいただきたい。

○芝池福祉医療部次長

障害者、高齢者については、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化の危険が高い。また、医療が逼迫した場合には、施設で療養を続けるという可能性が出てくる。濃厚接触

者や支援する方々が感染した場合についても、支援者が足りなくなるということが現実として起きている。その中で奈良県として考えているのが、相互応援である。D W A T はご存知かと思うが、多職種が避難所に入ってそれぞれ福祉の専門的観点から、相談に応じ専門機関に繋ぐという役割を果たすが、今回考えている相互応援については、障害であれば障害者の方への支援を実際に直接支援するという形になる。例えば、障害者、高齢者、子どもという形で、それぞれに分かれて、関係団体の方々と協議をしながら、その体制をつくっている。今、実際に高齢者と子どもさんを応援していただく方の募集を始めており、障害の方も既に手を挙げていただいている。

日頃の運営については、かなり過敏に気を使っていると思うが、コロナウイルスについての基本的な知識はないと思うので、施設の従事者の方向けに、ウェブ研修をしている。基本的な正しい知識を持っていただいた上で、日頃の業務をやっていただくということが、安心とまではいかないが一番近道だと思っている。

さらに質問のあった病床の関係であるが、奈良県の方針としては、感染した場合、まず入院が原則である。これは高齢者、障害者も同じ。ただ、その障害特性等色々な場面で受入が難しいという点もあるため、普段から高度障害がある方等の受入をしていただいている医療機関と協力できるように動いている。軽症の方については、一般の方は、奈良市の東横インで療養をいただいている。ビジネスホテルで部屋の中にトイレも風呂もあるという形で、2週間滞在されることになるが、例えば、障害者の方の場合、なかなかホテルでの生活を続けるというのが難しいため、大人の方であれば、障害者総合支援センター等で準備も進めている。重症心身障害児の方については、関係医療機関とどういった応援ができるのか協議している。

○川手委員

障害者総合支援センターの所長をしているが、当センターでは、4部屋の陰圧室をつくっている。重度の障害の方本人、あるいは、その方をお世話されている方がコロナにかかれた場合でも、障害の方を引き取って、ある程度時間が過ぎればということ、一応4部屋だけ用意させていただいている。そこはレッドゾーンにして、職員共々いろんな教育をしているところである。

○山村委員

障害者や高齢者の方々の施設での感染が今すごく心配されている。その家族や関係者、そこで働いている人が最も望んでおられることは、もし何かあった時に助けに来てくださるシステムができるということはもちろんであるが、感染を予防するという意味で、そこで働いていらっしゃる方が定期的にPCR検査を、できれば全数の方が受けられて、危険性のある方は従事されないように予防的な意味で検査をしっかりと行って、働く人が安心して働ける、患者さんや障がいのある方と接することができるという状況をつくるということが非常に大事であると思う。

県も今の検査の件数を増やすということで努力していただいていると思うが、優先して障害者施設やあるいは高齢者施設での全数の検査を定期的に行うことが良いといわれているため、一刻も早くやってほしいと強く希望したい。この会でもそういうことを声にあげていただくことが大事であ

と思う。

○芝池福祉医療部次長

検査に関しては、委託で検査結果も出るので、検査の判定そのものの件数はかなり拡大されている。近大附属病院の場合は、1,700件を超える検査をさせていただいているが、検体採取について、ドライブスルーの方も混雑している状況になっている。

社会福祉施設、医療機関等で仕事されている方が、感染の心配があるということで、検査を受けたいという場合は優先的に検査していただく体制を取っている。定期的にというところまでは至っていないが、検体採取の方も増やせるように県独自の認定医療機関を増やす、また市町村の方へもお願いをして検体採取の場所を拡大するという体制を取っている。

○大久保委員

検査の件であるが、任意で検査した場合は有料かと思う。3, 4万かかると聞いているが、かける人数になると、大変な金額になる。定期的となると、支出できる余力がどこもないと思う。検査したら良いということだけではなく、費用の問題も考えなければならない。

○芝池福祉医療部次長

保険適用のある医療機関で検査を受けていただく場合、行政検査として検査を受けていただく場合は無料、公費負担になる。自費で検査というのもあるが、県独自で認定医療機関と契約を結んで保険適用ができるように今拡大しているところ。

○辻村委員長

応援に行く人について感染していない人であるという必要がある。その元気な人に検査をするというのは、行政検査の対象ではない。感染している疑いもなかったら医療機関にかかることもできないので、非常にそこが難しいというか壁になるという意見が先日の打合せであった。直接的にコロナに感染した場合かあるいは感染の恐れがある場合、それが施設で起こったということで予防や対策というご意見が中心であった。

副次的に発生してくるような問題にどう対応したらいいのか。例えば、私、生駒市の要介護認定の審査員をしているが、今回審査する対象を見てみると、すでに感染を恐れてデイサービスの利用をずっと控えていたために、認知機能の低下が著しくなって、認定の区分変更をするというケースが出てきている。子どもたちの場合も、報道もされているが、学校休校等で長期間休むということによって、非常にストレスがかかって、実は子どもだけでなく、特に先程の調査があったひとり親の子どもは、親子共々にストレスが高い。副次的な問題が起こりかけているのではないかという話もあった。それから休業を要請され、経済的に苦しくなって生活福祉資金の貸付を申し込んだ方がいる等、経済的な困窮に陥りかけているという人も増えてきていると耳にしている。何かこのようなことが起こっている等ご意見はあるか。

○才村委員

児童虐待が増えているということ、学校の休み期間に児童虐待は起こっているが、発見されずに学校が再開とともに一時保護件数がすごく増えているとか、あるいはひとり親だけでなく、夫婦おられてもご自宅でのストレスが重なってDVも増えているというデータがある。今は学校が再開されているが、やはり学校とか保育所が見守り機関になっている。保育所も全員行けている状態ではないので、そういう意味では、虐待の発見機能、見守り機能というのが落ちていていると感じる。

日本子ども虐待防止学会の会議で、市町村の要保護児童対策地域協議会がコロナで集まれないためやっていない市町村があるというので、それは由々しきことだという話が出ていた。要対協は虐待の程度を話し合いながら、どうやって見守りをするかという重要な会議であるので、ぜひそういう見守りを落とさずに、このコロナにも対応していける方法を探してほしい。

○栗木委員

子どもたちは結構強いなという気はする。コロナの関係だけではなくその種というのは元々あると思う。虐待が起きるのはコロナだから起きてくるのではなく、何かその種が、小さいものがあるからそれが膨らんでくる。その過程なのだろうと理解している。これはコロナが収まってからでも、気をつけて見守りをするということが大切で、そのことをもう一度回帰する機会だと思う。それと平行して、こういう時こそ、行政が手立てを色々工夫して、自宅ですべてストレスがかかってくるのも目に見えているわけであるから、その見えてくるような虐待を防ぐというところに向けて、もっと注力すべきだと思う。なかなか人的なものもあり、費用的なものもあり難しいとは思いますが、今こそそういうところを、地域へ向けて発信をしていくのが行政としての責務であり役割だと思う。

保育関係者の色々な意見を聞いても、子どもたちは疲弊しているかというところではなくて、疲弊しているのは保護者。保護者の方々がなぜそんなに疲弊しているかというところ、社会自体が働く時間も長く、休めるような社会構造ではない。こういうことを、本来ならば、国のもっと上層部から発信すべきであるが、なかなか発信されない。逆に我々が発信して国へ向けて訴えかけていくということも必要ではないかと考えている。

○藤山委員

皆様のお話を聞きながら、民生委員の仕事の大切さとか、重荷を非常に感じているところ。本当に正直訪問できていない。今のところ、ほとんどは電話訪問させていただいている。来てくださるとおっしゃるところだけ訪問しているという状況。

子どもたちの見守りもできるだけ自分の自宅の近くで、下校時にできるだけみんなでやろうということで、見守る、異変に気が付くということを見せてもらうしか仕方がないと感じている。民生委員は、強制的に何かができるという役割ではないが、できるだけその関係機関の方と連絡をとりながら、電話で自分の家で自分の体を守りながら活動しているという状況である。

また、地域の子ども食堂では、活動していただいている方は、自分の感染を気にしながら子ども

たちに移さないことを条件にやっているという実情なので、そこから出てきた意見をできるだけ県内や地域でまとめさせていただいて、安全な方法を取っていきたい。我々のできるところだけではあるが、行政はもちろん各団体とも共有しながら発信していきたい。

○竹原委員

手をつなぐ育成会という知的障害者の当事者団体から出席している。

障害に関しては、大久保委員から詳しく発言いただき、協議もされたので省かせてもらう。日々感じているところは、コロナ等何か起きたときは、やはり一番弱いところからしわ寄せがくるのだということ。社協の関係で子ども食堂にも関わっているが、子ども食堂もコロナで開けない。困窮している家庭の子ども達、誰がどのような形でこの子ども達を支えるのか、集まれない、なかなか会えないという課題から始まったと聞いている。そういう意味で、どの分野に限らず、これからどういう形で支えていくのか難しいところではあるが、関係団体で力を合わせ、連携し、「具体的に何ができるか」と少しでもよい方向に進めていけたらと思っている。

○出口委員

奈良県身体障害者福祉協会連合会に聴覚障害者の団体として入っており、その代表をしている。当事者の団体で、まず集まることができなくなった。感染すると絶対外に出られなくなってしまったので、とにかく一人ひとり十分感染には気をつけ、自分の健康管理をしているという状況。全体的な情報がなかなか入ってきにくく、家の中で一人どうしようという不安を抱えて生活している人が非常に多いので、団体としてできるだけ情報発信をするように努めている。

私たちの団体は聴覚障害があり、耳が聞こえないのでマスクをされると、コミュニケーションが取れない。口が動いている様子を見たら、この方がおしゃべりをされていると分かるが、今は誰かが何か言われても、もう一切分からない状態で、なかなかマスクを取って下さいということも言えず、聴覚障害者が非常に辛い思いをしている。コロナで感染した場合はどうなるのかという以前に、自分の生活をどうするかという問題がある。お互いに口の見えるマスクを使って、集まった時に会話だけでもちょっと気持ちを軽くできたらという思いで、広めていければと動いている。大きい対策をどうするか等は、私たちには行き着けないが、自分たちで一生懸命頑張っているという状況である。

○森川委員

福祉施設として、施設の利用者の方々が感染する脅威というのは、職員はもとより、やはり外から、特にお盆の帰省に関して、今一番気にしている。私どもの施設は県南部に位置しており、高齢化率も高い地域で事業を行っている。外から帰ってこられた方々が久しく面会を希望されるケースが、今一番懸念しているところであるが、せっかく来られた方に面会せずに帰っていただくということではできないであろうと思っている。今現在も、面会に関しては、事前に申し込みをしていただいて、共有スペースを活用して、1人10分以内という形で協力していただいているところ。お盆に帰られることを連絡してあるご家族は、事前申し込みをしていただければと思うが、帰ってこられて、す

ぐ施設に来られるという時は難しい。

最近、健康不安の中において、緊急ショート等の受入の要請もかなり多く出てきている。緊急ショートなので、事前にとることができずに、不安を抱えて入っていただく。その間、2週間の健康観察をしながら、施設内での環境づくりということが、職員としては大変不安を抱えているというのが実情である。

また、ウイズコロナという言葉の中で、社会福祉法人として地域貢献活動は責務であり、ずっと色々な所で活動をしてきていたが、今は出向くことができないので、今後は、それを考えていかなければならないと思っている。

○岡田委員

児童養護施設の当園だけでも4月5月の一時保護の入所はなかったが、6月に入って40人定員で8名の一時保護というのは非常に多い。6月のある時期まで、通常の3倍以上の数字が出ていた。家庭における状況が非常に難しいと改めて思った。そんな中でも、民間施設の一時保護は、行動観察の時間が全く取れないので、その日から通常の一時保護を受けているため、感染症の心配は尽きない状況。

社会的養護施設において月1回集まっているが、なんとかマニュアルを作ろうという話になっている。軽症無症状でPCRを受けた職員が働けないという状況は、やはり非常に問題があると思う。当園のマニュアルをつくっているが、軽症無症状であつたら、共存を考える意味で、構造的な問題はあるものの、色々で見直しをしなければならない時期なのかと思う。クラスターになるかならないかという状況が起こった時に、県と施設と一緒にできることは何なのかを考えたが、応援に行くのは非常に困難ではないのかと正直思う。ただ、バックヤードに対策班を作って、そこで色々な連絡が入ってくるので、その対応であれば同じ種別の者が手伝えるのではと思う。県のコロナ関係者が、最初の方に来ていただいたら、その対応策が次へのマニュアルに繋がるのではと思う。

○辻村委員長

委員の皆様から、貴重なご意見をいただいた。先程、出口委員がおっしゃったが、コロナに関連して情報の格差や遮断が生じている。また、藤山委員からも、民生委員としてのフィールドワークが今できない状態になっている、あるいは、ボランティア活動も子ども食堂を含めて開催できない状態になっている。要は、社会における福祉的な課題やニーズが実は今潜んでしまっているともいえるのではないと思う。それが潜在化してしまったということは、どう拾い上げていくことができるのか、また、マグマが爆発するように、どのように福祉課題が社会的に出てくるのかということ、今後色々な意味で想定しながら、行政の対策を講じていただかなければならないかと思う。

以上で、今日の審議会は終了させていただきたいと思う。皆様のご協力、審議を進めることができた。お礼を申し上げます。

< 閉会 >